

# 決議案第1号 地方行財政の充実強化に関する決議

令和4年5月2日提出

東海市長会

都市自治体は、急速に進行する少子高齢社会への対応や、多発する自然災害に備えるための防災・減災対策など様々な課題への対応に必要な財政需要が増加する一途にあり、恒常的な財源不足に陥っている。

都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、人口減少社会を踏まえた地方創生への取組や行政のデジタル化、カーボンニュートラル社会に向けた取組など新たな行政課題に的確に対応するためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

さらに、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、都市自治体においては、市民生活及び経済活動に甚大な影響が生じており、引き続き極めて厳しい財政状況となることが見込まれる。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

1. 地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、国と地方の協議の場の適切な運営のもとに、十分な協議を経て、合意形成のうえ行うこと。

また、国が新たな政策により全国的に事業を展開するに当たっては、国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、これに伴い地方で必要となる費用については、国が責任を持って国費による財源を確保すること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。

3. 地方創生の実現に向け、都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方財政計画のまち・ひと・しごと創生事業費を継続・拡充するとともに、地方創生推進交付金等の所要額確保と運用の一層の弾力化を図ること。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と

地方の税源配分比率が5対5となるよう見直すこと。

5. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。

なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

6. 都市自治体が行財政改革で生み出した財源は、地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。
7. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。
8. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、法定率の引上げ等により地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。
9. 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が続いており、令和4年度においても都市自治体において税収減等により極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、医療・介護等の社会保障や社会インフラの老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ、地域経済の基盤強化、地方創生・人口減少対策、雇用対策など増大する都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、地方交付税等の地方一般財源総額を確保すること。
10. 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であり、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策として特例措置を講じるのであれば、国の財源による制度設計とすること。  
なお、商業地等の負担調整措置の特例については、令和4年度限りとし、令和5年度からは既定の負担調整措置を確実に実施すること。
11. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ないことから、現行制度を堅持すること。
12. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、補助率の引上げや補助基準額を都市自治体の所要額と同額にするなど財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合理化、早期内示等に努めること。
13. デジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は主導的な役割を果たしつつ、都市自治体の取組を確実に支援すること。また、行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。
14. 社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、都市自治体におけるシステムの整理や標準化に係る費用、住民のデジタルデバインド対策など、必要な支援や十分な財政措置を講じること。
15. 外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、一元的な体制の下、

責任を持って取り組むとともに、外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重すること。

- 1 6. 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、実効性のある多文化共生政策を推進すること。
- 1 7. 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒について、安心して学校に通うことのできる環境づくりを行う都市自治体の事業に対し、人的・財政的措置を講じること。
- 1 8. 日本語初期指導教室の制度化や外国人児童生徒が多い学校における教員の拡充など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保を始めとする各種事業に要する費用について、適切な財政支援を行うこと。
- 1 9. 介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる持続可能な社会保障制度となるよう、必要な財源を確保した上で、国庫負担割合を引き上げる等、保険料等の上昇を抑える対策を講じ、制度の見直しを行うこと。
- 2 0. 介護職員の処遇改善については、臨時の介護報酬増額改定が実施される予定であるが、この改定は第8期介護保険事業計画期間中であり、各保険者は負担増を見込んでいないため財源不足に陥ることが懸念されることから、令和4年10月以降も国費による財政支援を継続すること。
- 2 1. 国保財政が厳しい状況にある中で、医療の高度化、高額薬剤の保険適用等による医療費の増加に確実に対応できるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。  
特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。  
また、医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増を決して招かないよう国の責任において万全の対策を行うこと。
- 2 2. 国民健康保険に関し、以下のとおり財政支援を拡充すること。
  - (1) 子どもに係る均等割保険料(税)の軽減措置を未就学児以外にも拡大するとともに軽減割合を拡大すること。
  - (2) 療養給付費等負担金などの国庫負担率の引上げを実施すること。
  - (3) 特定健康診査の充実を図るため、国補助対象の検査項目を追加すること。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度化及び支給対象を拡大すること。
- 2 3. 国民健康保険事業費納付金及び標準保険料(税)率などの算定に必要な確定係数については、予算編成作業に支障とならないよう早期に提示すること。
- 2 4. 国保総合システムの次期更改や運用に当たっては、市町村等保険者や被保険者に追加的な財政負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- 2 5. 子どもの医療費助成に係る国庫負担減額調整措置については、小学生以上も含め全面的に廃止し、我が国の人口減少社会への対策として、子どもの医療費に関わる全国一律の制度を国の責任において創設すること。
- 2 6. これまでの待機児童解消の取組に加え、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要への影響を見据え、更なる処遇改善や研修の充実等による幅広い保育人材の育成・確

保、施設整備費等に対する財政措置の拡充などの支援措置を国の責任において講じること。

27. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

28. 看護職員の処遇改善については、診療報酬の改定により対応するとのことであるが、改定内容ではベースアップに必要な財源を確保できない。中でも地域医療・へき地医療を担う公立病院は中・小規模が多いことからベースアップ分は直接、病院経営に影響を及ぼすこととなるため、令和4年10月以降も国費による財政支援を継続すること。

29. 学校施設環境改善交付金については、長寿命化改良事業や大規模改造事業をはじめ都市自治体の計画事業量に応じた財政支援措置を継続的かつ確実に講じること。

また、学校施設の長寿命化改良事業に伴い仮設校舎を建設した場合、その賃借に係る経費について学校施設環境改善交付金を加算すること。

30. 学校施設の老朽化対策や長寿命化対策とともに、良好な教育環境と防災機能の強化を図るには、バリアフリー化やトイレの洋式化、ICT環境整備、体育館を含めた空調設備など多様な整備への対応が必要であり、また、交付対象額の算定基準である建築単価と実際の施工単価の乖離が大きいことから、公立学校施設整備負担金及び学校施設環境改善交付金について補助メニューの拡大、補助要件の緩和（上限額の撤廃及び下限額の緩和）、補助率の嵩上げなど、財政支援を拡充するとともに所要額を継続的に確保すること。

また、空調設備整備については、計画的に推進できるよう交付金の複数年による事業決定を行うこと。

31. GIGAスクール構想の実現は多額の財政負担を伴うものであり、実態を踏まえて基準単価を見直すとともに、ICT教育人材の配置及び通信費、将来的な機器の更新や維持管理に必要な費用を含め長期的な視点に立った財政措置を国の責任において講じること。

また、自治体や保護者が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等の導入についても財政支援を行うとともに、LTEモデルタブレット端末の運用経費等についても財政支援を講じ、通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

さらに、今後もICTを活用した質の高い教育を継続できるよう、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画後の予算の見通しを早急に示すこと。

32. 国土強靱化の推進に向け、市庁舎、道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を集中的に推進するため、各種交付金等を確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債に加え、地方単独事業に地方財政措置を充実するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

33. 南海トラフ地震等の大規模災害の発生や社会資本ストックが今後急速に老朽化することに備えて、総合的かつ計画的に円滑な事業推進を図るため、社会資本整備総合交付金等事業に係る交付金の適切な配分と拡充を図ること。

34. 公園施設長寿命化対策支援事業等、長期のライフサイクルコスト削減やカーボンニュートラル達成に寄与する必要不可欠な改修について、採択要件の緩和を行うこと。
35. 公共施設等の集約化・複合化、転用、廃止等を着実かつ計画的に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債の恒久化及び対象要件を緩和し、交付税措置を拡充すること。
36. 大規模な災害が発生した場合、災害に係る膨大な情報が集中する復興の拠点施設として、都市自治体の庁舎が機能を維持し業務継続を図るためには、耐震構造を具備するだけでなく、免震構造の採用が望まれることから、都市自治体の庁舎の建替えについて、本庁舎や災害対策拠点機能を有する施設の免震構造を備えた建設に対する財政支援制度を創設すること。
37. 南海トラフ地震による大規模災害等が危惧される中、消防車両の価格の高騰や積載資器材の高度化により財政負担は増大しており、大規模災害等に的確に対応するため、緊急消防援助隊や常備消防力等の充実強化に関する整備費用について、国庫補助対象範囲の拡充及び予算の所要額確保等、財政支援を拡充すること。
38. 近年の豪雨災害を踏まえ、河川監視カメラの増設や都市自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する災害予測システムなど新たな技術を活用した住民の目線に立った防災情報提供方法の開発などハード・ソフト面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
39. 供用開始から50年を経過するなど耐用年数を迎え改築更新需要の増加が見込まれる下水道施設について、防災・減災・国土強靱化に寄与する老朽化対策に係る国費負担を確実に継続するとともに、財政支援措置を拡充すること。
40. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに関連事業に係る積極的な財政支援を講じること。
41. 新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化で、利用者の低迷により大きな影響を受けている地域公共交通の維持・確保及び充実のため、更なる地方への財政支援を行うこと。
42. 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、補助率の嵩上げなど制度を拡充すること。
43. 自治体が関与する地域鉄道事業者への運営支援制度を創設するとともに施設保守等に係る支援を充実すること。

また、地域鉄道事業者支援に対して、自治体が行う維持管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど、財政支援措置を拡充すること。
44. 高齢運転者による事故の防止を促進するため、地域鉄道事業者が実施する運転免許証自主返納者支援事業に対する支援制度を創設すること。
45. 農業従事者の減少は急速に進展し、平地と中山間地の二極化も著しく、地理的条件の不利を解消させる支援策を一層充実することや、新たな担い手の確保のための制度を継続し、十分な予算を確保すること。
46. 2050年カーボンニュートラル社会の実現に向け、地域脱炭素ロードマップ等に基づく都市自治体の実情に応じた様々な取組を円滑に進めていくため、財政支援及び技術的支援を充実すること。

47. 新型コロナウイルス感染症感染拡大により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が引き続き感染症に係る情報の住民等への提供、まん延防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定に関する措置として行う各種対策に要する費用について、十分な財政措置を機動的に行うこと。

特に、ワクチン接種体制確保に必要な費用については、都市自治体に負担が生じないよう確実に所要額を措置すること。

また、更なる感染拡大の波や感染拡大後のフェーズに応じ、市民の暮らしや地域経済への支援を継続するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を十分に確保し、追加配分すること。

#### 説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。

## 決議案第2号 防災対策の充実強化に関する決議

令和4年5月2日提出

東海市長会

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で記録的な豪雨による大規模な河川の氾濫や土砂災害が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

特に、中山間地域においては、かねてから建設残土等の大量搬入や不法投棄等が確認されており、一連の行為が県を超えた広範囲で行われていることから、土砂災害から国民の生命と生活を守るため、国は、関係府省の連携・情報共有体制を早急に構築し、違法行為を取締り確実な安全対策を命ずることができるよう、一元的で抑止力のある全国一律の法制度を整備するなど、総合的で抜本的な発生防止対策を講じる必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
2. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂池等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。
3. 土砂の発生、運搬、埋立てなどの一連の行為について、災害防止及び環境保全の観点から、全国統一的な基準を含め法制度の整備など、抑止力のある抜本的な対策を講じるとともに、特に、土砂を発生させる者に対しては埋立てまで適正に処理が行われるよう発生者責任を明確にする法整備を行うこと。

### 説明

この案を提出するのは、東海市長会会則第9条第4項の規定に基づき、議決を得る必要があるためである。